

かごしまで看護のお仕事推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、本県の看護人材の一層の確保を図るため、医療機関等を運営する開設者等に対し、鹿児島県外に在住する者を雇用するための転居等に対する就業支援助成金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）及び鹿児島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成26年12月18日制定。以下「交付要綱」という。）、かごしまで看護のお仕事推進事業補助金交付要綱（令和7年7月30日制定。以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 要綱第3条に規定する補助金の交付は、次の就業支援に取り組む開設者等とする。

- (1) 令和7年4月1日以降に就業支援に新たに取り組む開設者等
- (2) 交付要綱発出日以降に就業支援を拡充して取り組む開設者等
なお、拡充の内容は次のいずれかとする。
 - ① 開設者等が規定する就業支援金の単価の増額
 - ② 対象経費の追加
 - ③ 補助対象人数の拡充
 - ④ 病院奨学金の対象人数の拡充、金額の増額
 - ⑤ ①～④のほか、開設者等が実施する看護職員確保に向けた新たな取組
 - ⑥ 鹿児島県ナースセンター等への求人登録

(就業支援助成金の交付対象)

第3条 要綱第4条に規定する開設者等が就業者に対して支給する就業支援金のうち、本補助金の交付対象となるものは、就業者が本県への転居に要した次の経費とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 転居費

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類のうち、要綱第5条第2項第1号、第2号及び第3号に定める書類は次のとおりとする。

- (1) 就業支援助成金制度申告書（別記第1－1号様式）
- (2) 就業者の要件該当調査に係る申告書兼同意書（別記第1－2号様式）

(3) 開設者等が就業者に就業支援助成金を支給したことを証する書類の写し
は、要領第3条(1)、(2)及び(3)を支給した内容が確認できる書類とする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月10日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。